

実践女子大学生活科学部・生活文化学科「公認心理師の受験資格の特例が認められる科目」

公認心理師科目の領域	公認心理師下位の区分	公認心理師科目区分	公認心理師科目番号	公認心理師法第7条第1号及び第2号の省令で定める科目	公認心理師施行前の特例履修要件科目数	生活文化学科対応科目	生活心理専攻(◎専攻必修科目 ○専攻選択一不対応)
心理学基礎科目A			1	公認心理師の職責	—	—	—
心理学基礎科目A		I	2	心理学概論	I群 3科目以上	心理学概説1	◎
心理学基礎科目A		I	3	臨床心理学概論		心理学概説2	○
心理学基礎科目A		I	4	心理学研究法		臨床心理学1	◎
心理学基礎科目A		I	5	心理学統計法		心理学研究法1	◎
心理学基礎科目A		I	6	心理学実験		心理学研究法2	○
心理学基礎科目B	基礎心理学	II	7	知覚・認知心理学	II群 4科目以上	心理学実験・実習1	◎
心理学発展科目B	基礎心理学	II	8	学習・言語心理学		認知心理学a	◎
心理学発展科目B	基礎心理学	II	9	感情・人格心理学		認知心理学b	○
心理学発展科目B	基礎心理学	II	10	神経・生理心理学		言語心理学	○
心理学発展科目B	基礎心理学	II	11	社会・集団・家族心理学		パーソナリティ心理学	○
心理学発展科目B	基礎心理学	II	12	発達心理学		脳と心	○
心理学発展科目B	基礎心理学	II	13	障害者・障害児心理学		家族心理学	○
心理学発展科目B	基礎心理学	III	14	心理的アセスメント		社会心理学1	◎
心理学発展科目C	基礎心理学	III	15	心理学的支援法		生涯発達心理学a	◎
心理学発展科目C	基礎心理学	III	24	心理演習		生涯発達心理学b	◎
実習演習C		III	25	心理実習(80時間以上)	臨床発達心理学1	○	
心理学発展科目B	実践心理学	IV	16	健康・医療心理学	心理調査・検査法1	◎	
心理学発展科目B	実践心理学	IV	17	福祉心理学	心理調査・検査法2	○	
心理学発展科目B	実践心理学	IV	18	教育・学校心理学	家族臨床心理学1	○	
心理学発展科目B	実践心理学	IV	19	司法・犯罪心理学	家族臨床心理学2	○	
心理学発展科目B	実践心理学	IV	20	産業・組織心理学	家族心理学特論	○	
心理学発展科目B	心理学関連科目	V	21	人体の構造と機能及び疾病	臨床心理学2	○	
心理学発展科目B	心理学関連科目	V	22	精神疾患とその治療	臨床発達心理学2	○	
心理学発展科目B	心理学関連科目		23	関係行政論	臨床心理学演習	○	
					生活心理実習	◎	
					健康科学概論	◎	
					コミュニティ心理学	○	
					家族と生涯発達各論a	○	
					教育心理学	○	
					—	—	
					キャリア心理学	○	
					人体の構造と機能	◎	
					—	—	

生活心理専攻では専攻必修9科目で対応済み

★公認心理師科目に学科の科目が複数対応している場合は、いずれか1科目で対応させる

公認心理師法 附則第三条 「公認心理師の受験資格の特例が認められる科目」について
(法附則第2条第1項第3号及び同項第4号の省令で定める大学における科目)

公認心理師法施行日(2017年9月15日)より前に実践女子大学に入学した者(2014-2017年度入学者)が、次のI~Vのそれぞれの分類について定められた科目(合計12科目以上相当)を修めて卒業した場合(※)には、経過措置として、施行日以降に公認心理師法に対応する大学院において必要な科目を修めて修了する「Eルート」か、省令で定める施設で2年間の実務に従事する「Fルート」により公認心理師国家試験の受験を目指すことが可能です。

(注1) I群(2~6)については、3科目以上を履修する。
(注2) II群(7~13)については、4科目以上を履修する。
(注3) III群(14、15、24及び25)については、2科目以上を履修する。ただし、24については、施設の分野及び時間数を問わない。
(注4) IV群(16~20)については、2科目以上を履修する。ただし、16をV(21又は22)として履修した場合は、17から20までのうち2科目以上を履修する。
(注5) V群(21又は22)については、1科目以上を履修する。なお、16を履修した場合は、21又は22から1科目以上を履修する。
(注6) 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできない。